

公 告

令和6年度 公開型GIS及び統合型GIS構築業務に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和6年4月1日

鹿島市長 松尾 勝利



1. 業務概要

- (1) 業務名 令和6年度 公開型GIS及び統合型GIS構築業務
- (2) 業務内容 別紙「令和6年度 公開型GIS及び統合型GIS構築業務 特記仕様書」
のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日～令和7年3月31日

2. プロポーザル募集の流れ

(1) 参加表明書類の提出

本プロポーザル募集に参加を希望する者から、参加表明書及び会社概要等の資料の提出を求める。

(2) 企画提案書類の提出

参加資格を有する者から、企画提案書及び見積書等の資料の提出を求める。

(3) プレゼンテーション審査の実施

プレゼンテーション審査を実施し、優先交渉権者を選定する。

3. 参加資格

プロポーザルに参加を希望する事業者は、次に掲げる要件の全てを満たしていること。なお、参加形態は事業者単体とする。また、主たる業務の下請けは認めない。

- (1) 佐賀県内又は福岡県内に本店、支店又は営業所を有していること。
- (2) 地方公共団体において公開型GIS並びに統合型GISの導入実績(現在稼働中のもの)を有していること。また、当該システム製品を自社で保有していること。
- (3) 以下の認証を取得していること。
 - ・ ISO9001 (品質マネジメントシステム)
 - ・ ISO14001 (環境マネジメントシステム)
 - ・ JISQ15001 : 2017 (個人情報保護マネジメントシステム)
 - ・ JISQ20000 : 2012 (サービスマネジメントシステム)
 - ・ JISQ27001 : 2015 (情報セキュリティマネジメントシステム)
 - ・ JISQ27017 : 2016 (クラウドサービスのための情報セキュリティ)
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づき鹿島市の入札参加の制限を受けていない者であること。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- (6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
- (7) 参加表明書の提出締切日において、国税及び地方税の滞納の無い者であること。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (9) 提案者は、事業化に向け必要となる市その他の関係機関等との協議、調整などを適切に実施する能力を有し、諸条件に変更が生じた場合などにおいて柔軟な対応ができる者とする。

4. 手続き等

(1) 問い合わせ

鹿島市役所 政策総務部 DX 推進室 担当：一ノ瀬

住 所：〒849-1312 鹿島市大字納富分 2643 番地 1

電 話：0954-68-0140

メール：jouhou@city.saga-kashima.lg.jp

(3) 質問の受付期限、受付先及び受付方法

① 受付期限 令和 6 年 4 月 12 日(金) 17 時

② 受付先 鹿島市役所 政策総務部 DX 推進室

③ 受付方法 電子メールにて送付

(4) 参加表明書類の提出期限、提出場所及び提出方法

① 提出期限 令和 6 年 4 月 19 日(金) 17 時まで必着

② 提出場所 鹿島市役所 政策総務部 DX 推進室

③ 提出方法 持参又は郵送で提出

(5) 企画提案書類の提出期限、提出場所及び提出方法

① 提出期限 令和 6 年 4 月 25 日(木) 17 時まで必着

② 提出場所 鹿島市役所 政策総務部 DX 推進室

③ 提出方法 持参又は郵送で提出

(6) プレゼンテーション審査

① 実施予定日 令和 6 年 5 月 8 日(水)

② 実施場所 鹿島市役所 庁舎内会議室

(7) 審査結果・公表

優先交渉権者選定後、参加者全員に選定又は非選定の審査結果を電子メールにて通知する。また、審査結果は市ホームページ上にも公表する。なお、審査結果の通知は令和 6 年 5 月 10 日（金）を予定している。

5. 契約手続き

選定された優先交渉権者は、市と委託内容、経費等について再度調整を行い、協議を行った上で、予算の範囲内において契約を締結する。なお、その者との契約が成立しない場合には、次点者と交渉を行うものとする。

6. その他

- (1) 詳細はプロポーザル実施要領及び参加表明書等による。
- (2) 提案書等の著作権は応募者に帰属する。
- (3) 著作権等に関する公的権利の確保は応募者が自らの責任で行うこと。
- (4) 参加報酬は無報酬する。